

○ 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）（抄）	1
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	9
○ 食品衛生法施行に伴う国庫補助に関する政令（昭和二十三年政令第百八十四号）（抄）	11
○ 消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）（抄）	13
○ 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令（平成六年政令第二百二十二号）（抄）	14
○ 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百四十三号）（抄）	15
○ 消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）（抄）	17
○ 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）（抄）	18
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）	19
○ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百三号）（抄）	20
○ 健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第二十八号）（抄）	21

改正案	現行
<p>（小規模な営業者等）</p> <p>第三十四条の二 法第五十一条第一項第二号の政令で定める営業者は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 飲食店営業（食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいう。次条第一号において同じ。）又は調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触するものに限る。同条第二号において同じ。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業を行う者その他の食品を調理する営業者であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前三号に掲げる営業者のほか、食品を分割して容器包装に入れ、又は容器包装で包み、小売販売する営業者その他の法第五十一条第一項第一号に規定する施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理並びに同項第二号に規定するその取り扱う食品の特性に応じた取組により公衆衛生上必要な措置を講ずることが可能であると認められる営業者であつて厚生労働省令で定める</p>	<p>（小規模な営業者等）</p> <p>第三十四条の二 法第五十条の二第一項第二号の政令で定める営業者は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）を除く。同条第一号において同じ。）又は喫茶店営業を行う者その他の食品を調理する営業者であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三 （略）</p> <p>四 前三号に掲げる営業者のほか、食品を分割して容器包装に入れ、又は容器包装で包み、小売販売する営業者その他の法第五十条の二第一項第一号に規定する施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理並びに同項第二号に規定するその取り扱う食品の特性に応じた取組により公衆衛生上必要な措置を講ずることが可能であると認められる営業者であつて厚生労働省令で定める</p>

もの

(営業の指定)

第三十五条 法第五十四条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

- 一 飲食店営業
- 二 調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
- 三 食肉販売業（食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業を除く。）
- 四 魚介類販売業（店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。以下この号及び次号において同じ。）を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売するもの、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するもの及び同号に該当するものを除く。）
- 五 魚介類競り売り営業（鮮魚介類を魚介類市場において競り売りその他の厚生労働省令で定める取引の方法で販売する営業をいう。）
- 六 集乳業（生乳を集荷し、これを保存する営業をいう。）
- 七 乳処理業（生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む。以下この号において同じ。）をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る。）若しくは清涼飲料水の製造をする営業をいう。）

るもの

(営業の指定)

第三十五条 法第五十一条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

- 一 飲食店営業
- 二 喫茶店営業
- 三 菓子製造業（パン製造業を含む。）
- 四 あん類製造業
- 五 アイスクリーム類製造業（アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業をいう。）
- 六 乳処理業（牛乳（脱脂乳その他牛乳に類似する外観を有する乳飲料を含む。）又は山羊乳を処理し、又は製造する営業をいう。）
- 七 特別牛乳搾取処理業（牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によつて、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業をいう。）
- 八 乳製品製造業（粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズその他乳を主要原料とする食品（牛乳に類似する外観を有する乳飲料を除く。）を製造する営業をいう。）
- 九 集乳業（生牛乳又は生山羊乳を集荷し、これを保存する営業をいう。）
- 十 乳類販売業（直接飲用に供される牛乳、山羊乳若しくは乳飲料（保存性のある容器に入れ、摂氏百十五度以上で十五分間以上加熱殺菌したものを除く。）又は乳を主要原料とするクリームを販売する

八 特別牛乳搾取処理業（牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によつて、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業をいう。）

九 食肉処理業（食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）第三条第一項に規定する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）

十 食品の放射線照射業

十一 菓子製造業（菓子（パン及びびあん類を含む。）を製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）

十二 アイスクリーム類製造業（アイスクリーム、アイスシャーベツト、アイスクャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業をいう。）

十三 乳製品製造業（粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料その他の厚生労働省令で定める乳を主原料とする食品の製造（小分け（固形物の小分けを除く。）を含む。）をする営業をいう。）

十四 清涼飲料水製造業（生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る。）の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）

十五 食肉製品製造業（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（以下この号において「食肉製品」という。）を製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそう

営業をいう。）

十一 食肉処理業（食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）第三条第一項に規定する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業をいう。）

十二 食肉販売業

十三 食肉製品製造業（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものを製造する営業をいう。）

十四 魚介類販売業（店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業及び次号に該当する営業を除く。）

十五 魚介類競り売り営業（鮮魚介類を魚介類市場において競りの方

法で販売する営業をいう。）

十六 魚肉練り製品製造業（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを製造する営業を含む。）

十七 食品の冷凍又は冷蔵業

十八 食品の放射線照射業

十九 清涼飲料水製造業

二十 乳酸菌飲料製造業

二十一 氷雪製造業

二十二 氷雪販売業

二十三 食用油脂製造業

二十四 マーガリン又はショートニング製造業

ざいを製造する営業をいう。）

十六 水産製品製造業（魚介類その他の水産動物若しくはその卵（以下この号において「水産動物等」という。）を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）

十七 氷雪製造業

十八 液卵製造業（鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）

十九 食用油脂製造業（マーガリン又はショートニング製造業を含む。）

二十 みそ又はしょうゆ製造業（みそ若しくはしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主原料とする食品を製造する営業をいう。）

二十一 酒類製造業（酒類の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）

二十二 豆腐製造業（豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業をいう。）

二十三 納豆製造業

二十四 麺類製造業（麺類を製造する営業をいい、第二十六号又は第二十八号に該当するものを除く。）

二十五 そうざい製造業（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められ

二十五 みそ製造業

二十六 しょうゆ製造業

二十七 ソース類製造業（ウスターソース、果実ソース、果実ピューレ、ケチャップ又はマヨネーズを製造する営業をいう。）

二十八 酒類製造業

二十九 豆腐製造業

三十 納豆製造業

三十一 麺類製造業

三十二 そうざい製造業（通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業をいい、第十三号、第十六号又は第二十九号に該当する営業を除く。）

三十三 缶詰又は瓶詰食品製造業（前各号に該当する営業を除く。）

三十四 添加物製造業（法第十三条第一項の規定により規格が定められた添加物を製造する営業をいう。）

る食品を組み合わせた食品を製造する営業をいい、第十五号、第十六号、第二十二号又は次号から第二十八号までに該当するものを除く。）

二十六 複合型そうざい製造業（前号に規定する営業と併せて第九号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業（法第五十一条第一項第二号に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（以下この号において「重要工程管理」という。）を行う場合に限る。第二十八号において同じ。）又は第十一号、第十六号（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）の製造に係る営業を除く。第二十八号において同じ。）若しくは第二十四号に規定する営業に係る食品を製造する営業（重要工程管理を行う場合に限る。第二十八号において同じ。）をいう。）

二十七 冷凍食品製造業（第二十五号に規定する営業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業をいい、次号に該当するものを除く。）

二十八 複合型冷凍食品製造業（前号に規定する営業と併せて第九号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業又は第十一号、第十六号若しくは第二十四号に規定する営業に係る食品（冷凍品に限る。）を製造する営業をいう。）

二十九 漬物製造業（漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業をいう。）

三十 密封包装食品製造業（密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。）であつて、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの（冷凍又は冷蔵によらない

方法により保存した場合においてポツリ又ス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかでない食品であつて厚生労働省令で定めるものを除く。)を製造する営業
(前各号に該当するものを除く。)をいう。)

三十一 食品の小分け業(専ら第十一号、第十三号(固形物の製造に係る営業に限る。)、第十五号、第十六号、第十九号、第二十号又は第二十二号から第二十九号までに該当する営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業をいう。)

三十二 添加物製造業(法第十三条第一項の規定により規格が定められた添加物の製造(小分けを含む。))をする営業をいう。)

(公衆衛生に与える影響が少ない営業)

第三十五条の二 法第五十七条第一項に規定する公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 食品又は添加物の輸入をする営業

二 食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業(食品の冷凍又は冷蔵業を除く。)

三 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業

四 器具又は容器包装(第一条に規定する材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。)の製造をする営業

五 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業

(新設)

(中毒原因の調査)

第三十六条 法第六十三條第二項(法第六十八條第一項において準用する場合を含む。次條第一項において同じ。)の規定により保健所長が行うべき調査は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(中毒に関する報告)

第三十七條 保健所長は、法第六十三條第二項の規定による調査(以下この条において「食中毒調査」という。)について、前條各号に掲げる調査の実施状況を逐次都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下この条において「都道府県知事等」という。)に報告しなければならない。

2 都道府県知事等は、法第六十三條第三項(法第六十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告を行ったときは、前項の規定により報告を受けた事項のうち、中毒した患者の数、中毒の原因となつた食品等その他の厚生労働省令で定める事項を逐次厚生労働大臣に報告しなければならない。

3・4 (略)

(大都市等の特例)

第三十八條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)において、法第七十七條の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六號)第七

(中毒原因の調査)

第三十六条 法第五十八條第二項(法第六十二條第一項において準用する場合を含む。次條第一項において同じ。)の規定により保健所長が行うべき調査は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(中毒に関する報告)

第三十七條 保健所長は、法第五十八條第二項の規定による調査(以下この条において「食中毒調査」という。)について、前條各号に掲げる調査の実施状況を逐次都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下この条において「都道府県知事等」という。)に報告しなければならない。

2 都道府県知事等は、法第五十八條第三項(法第六十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告を行ったときは、前項の規定により報告を受けた事項のうち、中毒した患者の数、中毒の原因となつた食品等その他の厚生労働省令で定める事項を逐次厚生労働大臣に報告しなければならない。

3・4 (略)

(大都市等の特例)

第三十八條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)において、法第六十七條の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六號)第七

十四条の三十四に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）において、法第七十七条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の十四に定めるところによる。

（法第七十九条第一項及び第二項の営業）

第三十九条 法第七十九条第一項及び第二項の政令で定める営業は、第三十五条第一号から第四号までに掲げる営業とする。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第四十条 法第八十条第三項の政令で定める権限は、法第十九条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十二条第二項及び第三項並びに第七十八条の規定による権限とする。

十四条の三十四に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）において、法第六十七条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の十四に定めるところによる。

（法第六十九条第一項及び第二項の営業）

第三十九条 法第六十九条第一項及び第二項の政令で定める営業は、第三十五条第一号、第二号、第十号、第十二号、第十四号及び第二十二号に掲げる営業とする。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第四十条 法第七十条第三項の政令で定める権限は、法第十九条第一項（法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条の二第二項及び第三項並びに第六十八条の規定による権限とする。

改 正 案	現 行
<p>（食品衛生に関する事務）</p> <p>第七百七十四条の三十四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する食品衛生に関する事務は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十八条第六項第三号及び同令第十五条から第二十条までの規定による同号の養成施設（第七百七十四条の四十九の十四第一項において「登録養成施設」という。）の登録等、同法第四十八条第六項第四号並びに同令第二十一条、第二十四条第三項、第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第三十四条の規定による同号の講習会（第七百七十四条の四十九の十四第一項において「登録講習会」という。）の登録等、同法第五十四条の規定による条例の制定並びに同令第九条第一項第一号及び同条第二項において準用する同令第十五条から第二十条までの規定による同号の養成施設の登録等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、指定都市は、必要があると認めるときは、条例で、食品衛生法第五十四条の規定により都道府県の定めた基準に</p>	<p>（食品衛生に関する事務）</p> <p>第七百七十四条の三十四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する食品衛生に関する事務は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十八条第六項第三号及び同令第十五条から第二十条までの規定による同号の養成施設（第七百七十四条の四十九の十四第一項において「登録養成施設」という。）の登録等、同法第四十八条第六項第四号並びに同令第二十一条、第二十四条第三項、第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第三十四条の規定による同号の講習会（第七百七十四条の四十九の十四第一項において「登録講習会」という。）の登録等、同法第五十一条の規定による条例の制定並びに同令第九条第一項第一号及び同条第二項において準用する同令第十五条から第二十条までの規定による同号の養成施設の登録等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、指定都市は、必要があると認めるときは、条例で、食品衛生法第五十一条の規定により都道府県の定めた基準に</p>

指定都市の区域における公衆衛生上必要な制限を付加する基準を定めることができる。この場合において、当該指定都市が定めた条例は、同法の規定の適用については、同法第五十四条の規定により都道府県が定めた条例とみなす。

(食品衛生に関する事務)

第七百七十四条の四十九の十四 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する食品衛生に関する事務は、食品衛生法及び食品衛生法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十八条第六項第三号及び同令第十五条から第二十条までの規定による登録養成施設の登録等、同項第四号並びに同令第二十一条、第二十四条第三項、第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第三十四条の規定による登録講習会の登録等、同法第五十四条の規定による条例の制定並びに同令第九条第一項第一号及び同条第二項において準用する同令第十五条から第二十条までの規定による同号の養成施設の登録等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 (略)

指定都市の区域における公衆衛生上必要な制限を付加する基準を定めることができる。この場合において、当該指定都市が定めた条例は、同法の規定の適用については、同法第五十一条の規定により都道府県が定めた条例とみなす。

(食品衛生に関する事務)

第七百七十四条の四十九の十四 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する食品衛生に関する事務は、食品衛生法及び食品衛生法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十八条第六項第三号及び同令第十五条から第二十条までの規定による登録養成施設の登録等、同項第四号並びに同令第二十一条、第二十四条第三項、第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第三十四条の規定による登録講習会の登録等、同法第五十一条の規定による条例の制定並びに同令第九条第一項第一号及び同条第二項において準用する同令第十五条から第二十条までの規定による同号の養成施設の登録等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 (略)

改 正 案	現 行
<p>食品衛生法（以下法という。）第六十二条の規定による国庫補助は、都道府県の支弁する費用のうち、厚生労働大臣及び内閣総理大臣（第三号及び第五号に掲げる費用については、厚生労働大臣）の定める基準により、次に掲げる費用の支出精算額に対してこれを行う。</p> <p>一 法第二十八条第一項（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による収去に要する費用については、運搬用具費及び人夫費</p> <p>二 法第三十条第一項（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による食品衛生監視員の設置に要する費用については、俸給、その他の給与、旅費及び事務費</p> <p>三 法第五十五条第一項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可に要する費用については、食品衛生監視員が調査のために要する旅費</p> <p>四 法第五十九条（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄に要する費用については、運搬用具費及び人夫費</p> <p>五 法第六十四条第一項又は第二項（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による死体の解剖に要する費用については、医師に対する報酬、施設及び用具の借入費、人夫費並びに雑費</p>	<p>食品衛生法（以下法という。）第五十七条の規定による国庫補助は、都道府県の支弁する費用のうち、厚生労働大臣及び内閣総理大臣（第三号及び第五号に掲げる費用については、厚生労働大臣）の定める基準により、次に掲げる費用の支出精算額に対してこれを行う。</p> <p>一 法第二十八条第一項（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による収去に要する費用については、運搬用具費及び人夫費</p> <p>二 法第三十条第一項（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による食品衛生監視員の設置に要する費用については、俸給、その他の給与、旅費及び事務費</p> <p>三 法第五十二条第一項（法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可に要する費用については、食品衛生監視員が調査のために要する旅費</p> <p>四 法第五十四条（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄に要する費用については、運搬用具費及び人夫費</p> <p>五 法第五十九条第一項又は第二項（法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による死体の解剖に要する費用については、医師に対する報酬、施設及び用具の借入費、人夫費並びに雑費</p>

六
(略)

六
(略)

改 正 案	現 行
<p>（製品事故から除かれる事故）</p> <p>第四条 法第二条第五項の政令で定める事故は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）<u>第四条第四項に規定する器具、同条第五項に規定する容器包装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃに起因する食品衛生上の危害が発生した事故とする。</u></p> <p>（回収等の措置を命ずることができる他の法律の規定）</p> <p>第十一条 法第三十九条第一項の政令で定める他の法律の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 食品衛生法第五十九条</p> <p>二〇五（略）</p>	<p>（製品事故から除かれる事故）</p> <p>第四条 法第二条第五項の政令で定める事故は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）<u>第四条第四項に規定する器具、同条第五項に規定する容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃに起因する食品衛生上の危害が発生した事故とする。</u></p> <p>（回収等の措置を命ずることができる他の法律の規定）</p> <p>第十一条 法第三十九条第一項の政令で定める他の法律の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 食品衛生法第五十四条</p> <p>二〇五（略）</p>

○ 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令（平成六年政令第二百二十二号）
 （抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律附則第十二条の政令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十八条及び第三十条第二項並びに同法第七十六条の規定により読み替えて適用される同法第四十八条第八項及び第五十五条から第六十一条までに規定する事務（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係るものに限る。）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律附則第十二条の政令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十八条及び第三十条第二項並びに同法第六十六条の規定により読み替えて適用される同法第四十八条第八項及び第五十二条から第五十六条までに規定する事務（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係るものに限る。）</p> <p>二・三（略）</p>

改正案	現行
<p>（生活衛生関係の営業）</p> <p>第一条 株式会社日本政策金融公庫法（第十四条第十号を除き、以下「法」という。）第二条第一号に規定する政令で定める営業は、次に掲げる営業とする。</p> <p>一 飲食店、喫茶店、食肉の販売又は氷雪の販売に係る営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むもの又は同法第五十七条第一項の規定による届出をして営むもの</p> <p>二 七（略）</p> <p>（生活衛生関係業者）</p> <p>第二条 法第二条第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 資本金の額若しくは出資の総額が五千万円（食肉の卸売又は氷雪の卸売に係る営業を主たる営業とする者については一億円、興行場営業又はクリーニング業を主たる営業とする者については三億円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が五十人（飲食店、喫茶店、食肉の卸売若しくは氷雪の卸売に係る営業、理容業、美容業、興行場営業又は浴場業を主たる営業とする者については百人、旅館業を主たる営業とする者については二百人、クリーニング業を主たる</p>	<p>（生活衛生関係の営業）</p> <p>第一条 株式会社日本政策金融公庫法（第十四条第十号を除き、以下「法」という。）第二条第一号に規定する政令で定める営業は、次に掲げる営業とする。</p> <p>一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の規定により許可を受けて営む同法第五十一条に規定する営業のうち、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び氷雪販売業</p> <p>二 七（略）</p> <p>（生活衛生関係業者）</p> <p>第二条 法第二条第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 資本金の額若しくは出資の総額が五千万円（食肉卸売業又は氷雪卸売業を主たる営業とする者については一億円、興行場営業又はクリーニング業を主たる営業とする者については三億円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が五十人（飲食店営業、喫茶店営業、食肉卸売業、氷雪卸売業、理容業、美容業、興行場営業又は浴場業を主たる営業とする者については百人、旅館業を主たる営業とする者については二百人、クリーニング業を主たる営業とする者について</p>

営業とする者については三百人）以下の会社若しくは個人
二・三（略）

ては三百人）以下の会社若しくは個人
二・三（略）

改 正 案	現 行
<p>（表示対策課の所掌事務）</p> <p>第十二条 表示対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること（同法第二十二條第一項に規定する指針に係るものに限る。）。</p> <p>四 食品衛生法第二十条（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。</p> <p>五〽十 （略）</p> <p>（食品表示企画課の所掌事務）</p> <p>第十三条 食品表示企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 食品衛生法第十九条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること（表示対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二〽五 （略）</p>	<p>（表示対策課の所掌事務）</p> <p>第十二条 表示対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること（同法第二十二條第一項に規定する指針に係るものに限る。）。</p> <p>四 食品衛生法第二十条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。</p> <p>五〽十 （略）</p> <p>（食品表示企画課の所掌事務）</p> <p>第十三条 食品表示企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 食品衛生法第十九条第一項（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること（表示対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二〽五 （略）</p>

○ 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（採用試験における対象官職）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第四十五条の二第一項第三号の政令で定める官職は、係員の官職のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十条第一項に規定するおもちゃの輸入に際して検疫所において行う検査及び指導の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする官職</p> <p>九〇十四（略）</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（採用試験における対象官職）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第四十五条の二第一項第三号の政令で定める官職は、係員の官職のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十条第一項に規定するおもちゃの輸入に際して検疫所において行う検査及び指導の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする官職</p> <p>九〇十四（略）</p> <p>三・四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（医薬・生活衛生局の所掌事務）</p> <p>第六条 医薬・生活衛生局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一十六 （略）</p> <p>十七 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八條第一項に規定するおもちゃ（以下「食品等」という。）の取締りに関すること。</p> <p>十八 三十二 （略）</p> <p>（食品監視安全課の所掌事務）</p> <p>第五十八条 食品監視安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 食品衛生法第五十一條第一項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に関すること。</p> <p>三 （略）</p> <p>四 十 （略）</p>	<p>（医薬・生活衛生局の所掌事務）</p> <p>第六条 医薬・生活衛生局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一十六 （略）</p> <p>十七 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二條第一項に規定するおもちゃ（以下「食品等」という。）の取締りに関すること。</p> <p>十八 三十二 （略）</p> <p>（食品監視安全課の所掌事務）</p> <p>第五十八条 食品監視安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 食品衛生法第五十條の二第一項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に関すること。</p> <p>三 （略）</p> <p>四 十 （略）</p>

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百三三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により置かれた指定難病審査会の委員の任期は、読替 え後の難病法第八条第三項の規定にかかわらず、令和二年三月三十一 日までとする。</p>	<p>附 則</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により置かれた指定難病審査会の委員の任期は、読替 え後の難病法第八条第三項の規定にかかわらず、平成三十二年三月三 十一日までとする。</p>

○ 健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第二十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 この政令は、 <u>令和二年四月一日</u> から施行する。	附 則 この政令は、 <u>平成三十二年四月一日</u> から施行する。